

会 議 録			
令和８年度 第１回和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		令和８年６月５日(金)午後１時３０分	
開 催 場 所		和光市役所６階 ６０２会議室	
開催時刻	午後１時３０分	閉会時刻	午後２時１５分
出 席 委 員		事 務 局	
菅野 隆		健康部部長	
鈴木 正敏		梅津 俊之	
峯 友彦		健康部次長兼保健年金課課長	
本多 修		稲原 大介	
川淵 由美		長寿あんしん課課長	
山口 はるみ		川口 暢	
中尾 泰次		長寿あんしん課課長補佐	
茂野 洋之		南雲 圭介	
北嶋 正美		長寿あんしん課地域支援事業担当統括主査	
島崎 綾乃		西沢 夏実	
川邊 智子		長寿あんしん課地域支援事業担当主任	
郡司 弘美		柏 論実	
中山 厚子		長寿あんしん課介護保険担当主査	
		吉澤 実幸	
欠 席 委 員			
内野 裕嗣			
田口 剛寛			
備 考	傍聴者 ３名		
会議録作成者氏名		吉澤 実幸	

会 議 内 容	
川口課長	本日は、ご多用の中、令和８年度第１回和光市介護保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日進行を努めます長寿あんしん課長の川口でございます。 今年度は、和光市長寿あんしんプランという３年に１度見直される介護保険の計画策定の年となりますので、その点についても委員の皆様にはご協力いただくこととなります。よろしくお願いいたします。 また、この協議会につきましては、和光市市民参加条例第１２条第４項の規定により、原則公開となっております。そして会議後には、会議録を作成し、公開をいたします。その際、記録については、要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については、委員名を明記した上での議事録といたしますので、ご了承ください。 なお、会議録作成のため、録音を行っておりますが、作成後に消去いたします。 はじめに、柴崎市長より、皆様にご挨拶を申し上げます。
柴崎市長	<あいさつ>
川口課長	続きまして、次第３委嘱書の交付を行います。本年５月３１日をもちまして、前委員の任期が満了となりましたので、改めて６月１日から３年間の任期で委員をお願いするものです。 委嘱書につきましては、本来、お１人ずつお渡しするべきところですが、時間の都合もございますので、代表として菅野委員に市長から手渡しいたします。 他の委員の皆様につきましては、恐れ入りますが、事前に机上に委嘱書を置かせていただきましたので、ご確認をお願いします。 <委嘱書の交付>
川口課長	次に 会長、副会長の選出を行います。 選出につきましては、和光市介護保険条例第１９条第２項において、「会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。」と規定されております。会長の選任と副会長の指名、また進行上、その後の諮問書の手渡しまでは、健康部長の梅津が議長の代理としてつとめさせていただきます。 また、和光市介護保険条例第２０条第２項では、「協議会は委員の過半数が出席しなければ 会議を開くことができない。」と規定されておりますので、併せ

	て、会議の成立の確認を行います。
梅津部長	ただいまから、令和8年度第1回和光市介護保険運営協議会を開催いたします。はじめに、本日の委員の出席状況について、事務局より報告願います。
川口課長	本日は 全委員15名のうち13名の委員が出席し、過半数を超えておりますので、この会議は 成立しています。
梅津部長	事務局からの報告のとおり、出席委員は13名で半数を超えておりますので、この会議は成立しています。 本会議は、和光市市民参加条例第12条第4項により公開とされています。事務局は傍聴者を確認してください。
川口課長	傍聴者は3名いらっしゃいます。 傍聴の方に申し上げます。配布した資料は、会議終了後に回収させていただきますので、ご了承願います。
梅津部長	続きまして、「和光市介護保険条例第19条」に基づきまして、会長の選任をいたしますが、会長は委員の互選により定めるとされています。会長の選出について、ご意見はございますでしょうか。
峯委員	和光市の医療と介護の分野にも精通されており、前会長でもある菅野委員に会長を務めて頂くのはいかがでしょうか。
梅津部長	峯委員により菅野委員の就任の提案がございましたが、他に意見はございますか。 (なし) 無いようですので、菅野委員に会長を就任いただきます。 続いて、副会長の選任について、会長の指名により決定いたします。菅野会長、副会長の指名についてお考えはございますか。
菅野会長	前回、副会長を務めて頂いた和光市国民健康保険運営協議会会長でもある鈴木委員に副会長をお願いします。
梅津部長	菅野会長により鈴木委員の副会長の就任が指名されましたので、副会長は鈴木委員にお願いしたいと思います。ありがとうございます。 続いて次第5の諮問について、和光市介護保険条例第15条第1項により、柴

	崎市長より菅野会長に諮問書をお渡しいただきます。 <「諮問書」の交付>
梅津次長	柴崎市長は、次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。 <市長退席>
川口課長	それでは、会長・副会長から協議会の開会にあたり、一言お願いできますでしょうか。 <会長、副会長の挨拶>
川口課長	ありがとうございました。 それでは、以降の議事進行を菅野会長にお願いいたします。
菅野会長	議事に入る前に、委嘱後、初めての会議となりますので、委員の皆様に 自己紹介をお願いしたいと思います。その後に続けて、事務局の紹介をお願いします。 <委員 自己紹介> <事務局 自己紹介>
菅野会長	それでは、円滑な議事進行に努めますので、皆様のご協力をお願いいたします。 議事に入る前に、はじめに議事録署名人の指名をさせていただきます。名簿順でございますが、峯委員、本多委員のご両名に議事録の確認と署名をお願いいたします。 それでは、次第7議事に移ります。本日は、報告事項が2つ、諮問事項が1つとなります。報告事項について事務局より説明をお願いします。
西沢統括主査	報告事項1「介護人材確保事業について」をご説明させていただきます。 令和8年2月に国より「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の対象事業の中に、介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業が設けられました。こちらは、介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、介護未経験者の介護現場への接点を増加させ、また介護事業所の業務の整理・切り出し、介護の入門的研修を組み合わせで行うこと等により、介護の担い手へ

	とつなげるための取組を実施する。そういった事業を行う場合、この補助金が使えるものとなります。 和光市では、アクティブシニアなどを対象に就労的活動支援事業を令和5年度から実施しており、趣味や経験を生かした活動・興味のある活動などを通じ、地域に繋がりをもった社会参加へのチャレンジを応援していますので、この事業を組み合わせることで、高齢者が介護現場で活躍することへのハードルを下げ、活躍の場を広げることを目的として、モデル事業として行うことといたしました。 企業側には事業所へ、仕事の切り出し方などの研修を行い、高齢者側には講義や現場での体験などの研修を行う。そういったことから介護未経験者が介護現場に慣れ、有償ボランティアや場合によっては雇用につながる、といった流れの構築を実践いたします。 仕事の切り出しを考える観点から、和光市内で複数のサービスを同一敷地内で運営している事業者3社にご協力いただき、実践してまいりたいと考えております。 最初にお伝えしたとおり、今年に入ってからのお知らせであったため、当初予算では計上できませんでしたので、今回6月の補正予算にて計上するものです。3,155,000円全て国の補助金として、一般会計で受けることとなります。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。今までのシルバー人材センターとの整合性など、どうなっていますか。
柏主任	今回、実施するものは介護事業所のみに限られたもので、介護の人材確保が主な目的の取り組みになります。長寿あんしん課の事業としては、高齢者の活躍の場を広げるというところで、シルバー人材センターほどがっつりした就労ではなく、1、2時間の短期間の活動になっております。シルバー人材センターでは請負でやっていると思いますが、短時間の依頼を受けるということが費用対効果から考えるとなかなか難しいというお話を以前に聞いておりました。短時間でさらに有償で活動するということに違いがあると思っております。
菅野会長	ありがとうございます。高齢者の人材確保等、非常にいい事業だと思いますが、実際に介護や病院でもそうですが、専門的な技術が必要ですし、介護者や看護師が腰を痛めたりすることが起こってくることが普通なんですね。その際の保険等は検討されているのでしょうか。すごくいい事業だと思いますが、そこまで考えないとちょっと心配です。

柏主任	ご活躍いただく高齢者に関しましては、介護施設への行き帰りの道中と現場でのご本人の怪我、また、ご本人がお怪我をさせた場合の両方の補償が付く保険に加入しております。
菅野会長	安心いたしました。他に何かご質問ございますでしょうか。
山口委員	ファミサポや介護サポーター等との違いを教えてください。また、この活動は施設の中だけなのか、それとも在宅だけでしょうか。
柏主任	ファミサポとの違いについては、高齢者ご本人個人宅での活動になりますが、そうではなく施設の就労側の介護人材の確保を目的にしています。ご本人を助けるというよりも、介護現場の負担を少しでもアクティブシニアが軽減することを狙っています。ファミサポのように、個人としてマンツーマンで地域互助力を高めるというよりも、施設内で仕事の負担軽減を高齢者が行うことによって、高齢者のやりがいと人材確保というのを両方狙っていこうというような事業になります。 また、介護施設内を想定しており、ファミサポや介護サポーター等が今やっていたような事業のサポートというよりも、介護の施設中の周辺業務のお手伝いという形での活躍を想定しております。
山口委員	特別養護老人ホームやグループホーム等を想定されていますか。
柏主任	そうです。
菅野会長	現実的にやってみないと分からない部分があると思います。そういう施設にある意味素人が入ってみて、どこまで活躍できるのか、いろいろなご意見があると思いますので、現場とよく協力しながらいい方向に進んでいただきたいなと思います。
中尾委員	今、介護の現場、施設も人材難ということで、介護の専門作業と周辺作業という形で、例えば少し教えればシーツ交換などできるようになるので、専門職ではなく手伝っていただけることになると、いろいろな幅が広がってくるのかなと思います。
菅野会長	ほかにいかがでしょうか。ないようでしたら、これは報告事項ですので、次の報告事項2に移らせていただきます。事務局お願いします。

吉澤主査	報告事項２介護保険システム改修事業についてご説明をさせていただきます。資料２をご覧ください。 令和８年８月より、国において基準費用額と特定入所者介護サービス費に係る自己負担限度額が改定されることとなりました。それに伴いまして、介護保険システムの改修が必要となりました。改修にかかる費用は、６月定例会にて補正予算として１，８７３，０００円を計上いたします。 基準費用額とは、介護保険施設、例えば特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに入所した際にかかる食費と居住費の国が定めた標準的な価格のことを表しています。また、特定入所者介護サービス費とは、一般的に補足給付とも呼ばれているんですけども、所得の低い方や介護保険施設に入所やショートステイを利用した際に、食費や居住費の負担を軽減する制度です。 例年、システム改修の費用の一部は国から補助金が支出されますが、今回の改修についてはまだ示されてはおりません。
菅野会長	ありがとうございました。ご質問いかがですか。
中尾委員	今回、予算化させていくということですが、補足給付の変更など毎年あると思うのですが、そのたびに改修が必要ということでしょうか。
川口課長	システム会社と協議しましたが、軽微なものについては保守対応という形になります。ただ、今回の改正については様式の変更やシステム組み替えが必要ということもあり、費用がかかるという話になりましたので予算計上をしました。
菅野会長	ほかにご質問はございませんか。ないようでしたら、諮問事項について事務局から説明をお願いします。
南雲課長補佐	それでは、諮問事項についてご説明いたします。初めに、この計画の概要についてでございます。 高齢化社会を支えていくため、基本的な施策や目標を設定し、高齢者の人数やニーズ、サービス見込み量などを定めて介護保険事業を運営していく、そのために策定しなければならない事業計画となります。当市ではこの計画を「長寿あんしんプラン」と呼んでおりまして、３年毎に見直し策定してまいりましたが、現行の第９期計画が今年度末に終期を迎えることとなります。 次期第１０期につきましては、令和９年４月から令和１２年３月までの３年間の計画となります。本日は資料として、お手元に現行計画の冊子「長寿あんしんプラン」をお配りしてございますので、参考にご覧いただければと思います。

	続きまして、資料3「第10期和光市長寿あんしんプラン策定検討会議設置要領」をご覧ください。計画策定は1年かけて検討するものとなりますので、この要領に基づき検討会議を設置し、当介護保険運営協議会の後に続けて検討会議を行いたいと考えております。ご了承いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
菅野会長	ありがとうございました。策定検討会議と運営協議会を分けて考えるということですね。皆さま、それでよろしいでしょうか。
山口委員	私は第9期策定委員もやらせていただきましたが、この第9期計画の内容が途中で変更になってしまうところがあり、せっかく計画を作ったのに変更されてしまうことがとても悲しかったです。計画策定者として、途中で計画が変更になってしまうことは、そういうものなのでしょうか。一生懸命考えても途中で変更されてしまうのは悲しいです。
菅野会長	悲しい思いをされたということですが、途中で変更になるのも致し方ないこともあるかもしれませんが、第10期で少しでも修正できるようにして、計画策定者が悲しい思いがないようにできるか、事務局からお考えをお聞かせください。
梅津部長	第9期長寿あんしんプランにつきまして、私が令和6年度に長寿あんしん課長になりまして、いろいろ見直しをさせていただいたことで、本当に申し訳なさを感じているところでございます。基本的には計画行政になりますので、計画いただいたことについては、本来であれば3年間の計画に基づいて実施していくのが原則であるというふうに考えております。ただ、令和6年度、7年度につきましてはやむを得ない事情によりまして、見直しをさせていただいたということが確かにございます。基本的には、3年間は計画に基づいて実施していくというふうに考えておりますので、ぜひこの1年間かけまして計画を委員の皆さんと議論を交わしまして、次の3年間は策定いただいた計画に基づいて行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
菅野会長	策定検討会議の学識経験者は、前回と変更はありますか。
川口課長	事務局で検討しておりますのは、前回と同じ方として東京都健康長寿医療センター研究所研究部長の村山先生と国立保健医療科学院上席主任研究官の大夢賀先生にお願いしておりますので、変更はございません。

菅野会長	我々のような市政の現場でやっている方の意見も吸収していただくことが大事だと思いますし、山口委員も一緒に参加し、今まで通り意見を出していただきたいと思います。ほかにいかがですか。ないようでしたら、この策定検討会議の設置について委員の皆さんにご承認いただいたというふうに理解させていただきます。 この検討会議の委員ですけれども、事務局案はありますか。
南雲課長補佐	検討会議の構成案につきまして、ただいま事務局から資料をお配りさせていただきます。 この案について、ただいま事務局からお示したところでございますが、基本的には、介護保険運営協議会、こちらの会議の委員の方々を検討委員としてと考えております。ただし、菅野会長、内野委員につきましては、病院等の業務への影響を考慮いたしまして、今回除いております。 また、先ほど菅野会長からもお話いただきました、学識経験を有する者として、第9期長寿あんしんプラン策定においてご尽力いただきました東京都健康長寿医療センター研究所研究部長の村山先生と国立保健医療科学院上席主任研究官の大冢賀先生のお二方に加わっていただければと考えております。
菅野会長	私が参加できないことについて、この場をお借りしてお詫び申し上げます。それでは、この原案通りでよろしいでしょうか。 <承認> ほかに諮問事項はありますか。
川口課長	以上です。
菅野会長	ありがとうございました。それでは、この運営協議会を閉めさせていただきます。
川口課長	この後、策定検討会議を行いたいと考えております。よろしくお願いいたします。 議事録署名人 <u> 峯 友彦 </u> 議事録署名人 <u> 本多 修 </u>